

第二十四回 参議院文教委員会會議録第二十二号

昭和三十一年五月四日(金曜日)午後四時八分開会

委員の異動

四月三十日委員村尾重雄君、矢嶋三義君及び荒木正三郎君が辞任につき、その補欠として岡三郎君、久保等君及び戸叶武君を議長において指名した。

五月一日委員笹森順造君が辞任につき、その補欠として加賀山之雄君を議長において指名した。

五月二日委員戸叶武君が辞任につき、その補欠として山本經勝君を議長において指名した。

五月四日委員中川幸平君、三木與吉郎君、山本經勝君及び久保等君が辞任につき、その補欠として石井桂君、重政庸徳君、荒木正三郎君及び矢嶋三義君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 加賀山之雄君

理事 有馬 英二君
吉田 萬次君
湯山 勇君

委員

石井 桂君
川口爲之助君
加賀山之雄君
重政 庸徳君
白井 勇君
田中 啓一君
三浦 義男君
秋山 長造君
安部キミ子君

荒木正三郎君
岡 三郎君
矢嶋 三義君
飯島連次郎君
高橋 道男君
竹下 豊次君

清瀬 一郎君

緒方 信一君

工樂 英司君

本日の会議に付した案件

○公聴会開会に関する件

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(加賀山之雄君) これより文教委員会を開会いたします。

委員の異動について報告いたします。

四月三十日、村尾重雄君、矢嶋三義君、荒木正三郎君が辞任、その補欠として岡三郎君、久保等君、戸叶武君が選任されました。

五月一日、笹森順造君が辞任、加賀山之雄君が選任され、五月二日戸叶武君が辞任、山本經勝君が選任されました。

任されました。また、中川幸平君、三木與吉郎君が辞任され、石井桂君、重政庸徳君が選任されました。

以上であります。

○委員長(加賀山之雄君) 次に、理事会の経過について御報告いたします。

公聴会開会日時につきましては前

回、四月二十八日の委員会において委員長及び理事に御一任いただいておりますので、その後協議を重ねて参りましたが、その経過を報告いたします。

と、二十八日委員会散会後の理事会において、自民党側としては五月七、八の二日を主張されておりましたが、社会党側では同日日時の決定を行うことに同意されず、結局本日に至ったわけでありました。

本朝来理事会において自民党側よりは依然七日、八日が至当と思うが、今日に至ってはやむを得ず十一日一日とする、社会党側からは十四日、十五日の御主張があり、この点について協議を重ねたのでありますが、結局決定するに至らなかった次第であります。本件については、かねてより理事会において本日これを決定することに相なっており、会期及び手続のための日数を勘案し、最も適切な日時を決定し、議長の承認を得なければなりません。

で、両側の御意見をしんしゃくして委員長に裁定に一任していただくように御協議を申し上げた次第であります。

公聴会開会日時は、委員長において各派の御意向を考慮して決定することに

いたしました。存じますが、御異議ございませんか。(ちよつと委員長「異議なし」と呼ぶ者あり)

○湯山勇君 この問題は、この委員会から理事会に付託されておりました間題だし、それを再びここでお話しになるわけですから、なるべく冷静に話し合ふために、速記をとめて懇談会に移っていただきたいと思ひます。(賛成「その必要なし」「委員長一任」と呼ぶ者あり)

○吉田萬次君 この問題はいふ念に念を入れ、検討に検討を重ね、そして折衝に折衝を続けてこままで来たのであります。直ちに委員長のお考えによつて解決の方法をたどるべく、私は懇談会開会に對して反対をいたします。

○秋山長造君 これはやはりまあ懇談に懇談を重ねたところからいふわけじゃない。これは問題がむずかしいのは、これは当然の事なんです。これだけ重要な法案を審議するのですから、それがたまたまとして、大道を目標として進むよりなわけにいかんこと、これは当然の事なんです。だからこそ、理事会といふものがあつて、そうしてその理事会において十分に話し合ふという努力を根気強くやらなきゃいかんと思ひます。だからこの問題について、できることならば、われわれはやはり理事会でもっとも話し合つていただきたいと思ひます。

○委員長(加賀山之雄君) 委員長から

先ほど経過を簡単に申し上げますが、実は、この公聴会の問題が出ましたのは、この審議を本委員会が付託を受けた直後でございます。で、大事な法律案であるがゆゑに公聴会はずいぶん早く、これはもう全員理事諸君の一致した御見解でございます。従いまし、公聴会を開きます以上は、先ほど御報告で申し上げましたように、最も適切な時期を選ぶということ、非常に肝要であつて、早過ぎてもいけないし、お過ぎてもいけない。最も適切な時期を選んで公聴会をやつて、最もこの適切な審議にまた貢獻し得る日取りを選びたいというのが理事会の意思でございます。で、しかるところこの懇談を重ねたわけではないと

い、秋山委員のお話がございましたが、理事會におきましては、この付託を受けて以来、何回にもわたつて、この公聴會開催の日は懇談をいたしておりました。で、それをきめるには、なるべく早目にきめた方が審議の日程によからうと考えまして、最初は二十六日の木曜日に存じておりましたが、まず第一回、この日にきめようじゃないかという打ち合せをいたしました。この日はどうしても社会党側でこれをまだ早過ぎてきめられない、こういう御主張でございまして、なるほどまだこれは審議を始めたばかりでありますので、ごもっともであると考えました。それでは一つ、三日間審議を続けた上、土曜日二十八日にはきめようじゃないか、で、大体これについてはきめるといふことを、御確約は湯山理事から伺いまして、したけれども、大方の含みとしては二十八日につききめようというところでございます。しかし、この日も先ほど御報告申し上げたようにきめられませんが、その後は御承知のように日曜とメーデーと祭日とが続きまして、本日、その後においては初めての委員会でございまして、で、中に日もあることであるから、四日までには、ぜひ一つ各党は御相談の上、四日にはきめよう、これはもう私は各派から御了承を得たものと解釈いたしております。四日という日は、もうきようはすでに四時を過ぎておりますので、もうここで御決定を願わなければならぬ段階であると申し上げるのが、委員長としての立場でございます。

○矢嶋三義君 若干委員長にお尋ねいたします。その第一番は、私は委員長のとるべき態度の原則論についてお伺いしたいのでございしますが、いずれの案件もそうでございしますが、特に、こういう重要な国民世論を喚起しているような法律案を取り扱うに当たっては、私はどなたが委員長になられても、この法律案をつぶすと、流すというふうな意図を持って、あるいはこの法律案を早急に通過するというふうな意図を持って運営するべきものでなく、それぞれ野党の委員に尽すべき点を十分尽させて、そうして修正して通過すべきのが至当と思つて、委員会の総意によつてそういうふうに取り扱う。あるいは審議の結果、これは継続審議にするがしかるべきだといふものは、そういうふうな結論づけていくというふうな態度で、私は委員長さんはおられるものと推察いたします。また、そういう態度が望ましいものと考へておりますが、委員長さんの御所見はいかがでございましょうか。念のため承つておきたいと思ひます。

○委員長(加賀山之雄君) お答えいたします。お伺いまでもなく委員長におきましては、その通り考へて、この法律案をただ最も静かに冷静に、また慎重に、これはもちろん、他のいろいろの方面の意見も聞きつつ、そうして委員自らの御見解を、正しく一つ御批判になつて、この結論を出していただくなければならぬ。結論と申しますのは、先ほど矢嶋委員が言われたように、結論というのはいろいろございまして、これで日数が足りない、だから結論が会期中に出ないというの、一つの結論でもございまして、あるいは与えられた会期中に、ぜひとも審議を要すると、これは委員会として私は当然持つべき態度と考えますが、いろいろの立場はございまして、私が、私はとにかく先月の二十日に参りました法律案でございまして、その会期中約一カ月、この期間は法律案審議としては、過当に短かいものであるといふふうには、私は外の第三者から見ても考えられないと思ひますので、この与えられた審議期間を、最も能率的に合理的に使用して、しかも、精力的にこの委員会をやつて、そして結論を一つ皆さん方につけていただく、これが委員会の義務であらうと、かように委員長としては考へております。

○矢嶋三義君 續いて承ります。委員長は、本法律案を本委員会で処理されることになりまして、常に、参議院らしく、第二院としての使命を十分果たすために、慎重審議をいたしたいというところを、発言されているのを、私は聞いて参りました。まことに失礼かもしれませんが、私は衆議院においては、この法律案の実質的な審議は十分でなかつたのではないかと、かように私は思つております。それだけにわれわれ参議院としては、十分これを審議するところの義務があると、かように私は考へてゐるものでございまして。衆議院の方では、三月八日に政府の方から提出されて、四月の二十日に本會議を通過いたしております。その間、実に四十四日間審議をなさつてゐるわけでございますが、私はこれにも匹敵する、これ以上の実質的審議を、私どもやらなくちゃならぬと考へております。先ほど委員長から、四月の二十日にこちらに回つてきて云々という言葉がございましたが、決してそれ以来、われわれ参議院文教委員会は、審議をなまけたという点には私は全くないと思ひます。たとえば、例を申し上げますと、私は前委員長時代に、許容されたところの質問も、途中で切れてゐるわけでございますが、委員長の御要望によつて、委員長、理事打合會の決定によつて、先週の木、金、土、すなわち二十六、二十七、二十八日三日間も、継続中の審議を打ち切つてまで審議して参つてゐるわけでありまして。その後のゴールデン・ウィークというのは、休みであつたのだからいたし方ない。従つてわれわれ参議院文教委員会としては、この法案を受け取つて審議を意圖的にサボつたというやうなことはなく、あくまでわれわれは、誠心誠意審議を続けようとしてゐるということ、これは私はどなたもお認めになると思ひますが、そこで私は委員長にお聞きしたい点、先ほど私申し上げました、実質的に内容面を掘り下げて十分審議をされる御意図であられるのか、それともこの会期は十七日までだから、十七日までには、しやにやにこれを本會議において採決に持ち込みたいというやうな御意図のもとに、委員会を運営されておられるのか、若干私はお伺いしたい、判断に迷う点がありますので、一応委員長のお心がけを承りたいと思ひます。

○委員長(加賀山之雄君) そのことは委員長から皆様方に伺いたいと思ひますが、委員長一個の見解をもつて、これをどうしようとかいふやうなことを考へることは、むしろ私はよくないと思つております。各委員のお考え次第で、ただ、委員長としての希望を申し上げるならば、先ほど申しましたやうに、与えられた期間内に能率的に、合理的に審議を尽くして結論を出すというのが、正しい態度ではないか、かようにお答えをいたした次第であります。この法律案をどうするかというか、それは委員長が先見をもつて、こういうことをどうしようなどということを考へるべき問題ではない。これこそ各委員が十分審議をされてお考へになる問題だと、私は考へております。

○矢嶋三義君 私はふしつけない、どうしてこういうことをお伺いするかといたしますと、私本院に席を置いて六年になるわけですが、いろいろの案件を扱いましたが、重要な案件の場合には、委員会の運営をまとめるために、委員長、理事打合會といふものを、本委員会終了後、かなり夜おそくまで打ち合をされたやうな場合が、かなりあつたと思つたのですが、委員長さんの先般の運営を見ておますと、たとえば、けさその象徴的なものですが、十時委員会開會で、九時半に理事會を開いて、三十分間に一切をまとめようとなされ、それがちよつとある党の理事の意見が食い違つてまゝとまりやうにもないと、もうこれならばしょうがないから、本委員会を開いて採決でやる以外にしようがないというやうな態度が見えてくるわけで、こういう重要な案件を審議する場合の委員会をまとめるべく、委員長の、理事打合會のあり方としては、私はまだかつてなかつたケースじゃないか、かように私思ひまして、私は委員長はどいうお氣持でいらつしやるのかという立場から、あえてお伺ひしたわけですが、重ねて……。

○委員長(加賀山之雄君) お答えいたします。御忠告大へんありがたうござ

いました、実は先ほどそのために御報告申し上げたので、本問題はすでに先週の木曜日、二十六日から始った問題でございまして、四日にきめるという約束しておるのですから、私はその前の理事会において大体話がきまる、こういうふうな確信をしておりました次第でございまして。なお、理事会をおさまでやらないというお話しでございしますが、理事会で話してきめるべきことがあれば、また、きまる見込があるならば、これは夜を徹しても理事会を開くことに、われわれはやぶさかではございせん。ただ、理事会で幾ら話しても、党の決定がないから、党の線はここまでだということでは、理事会を何回開きましても、何時まで開きましても、これは決定するまでに至らない。この事情は矢嶋委員もよく御承知のことだろうと私は推察するわけです。

○荒木正三郎君 ただいま委員長の方から、理事会の経過について御発表になりました、委員長に一任してもらいたい、こういう御意見でございまして、しかし、私も二、三の点についてなお伺いしなければならぬ点が残っております。そういう意味で、湯山委員から御提案になった懇談会を開いてもらいたい、こういう要請には応じてもらいたい、かように考える次第であります。なぜかと申しますと、委員長報告の中にもありました、自民党の方の主張は、公聴会を一日にすれば、これは公聴会におきましても公聴会は二日開いておきますし、従来からこの法案は非常に重要な法案であるということ、お互いに十分認識しておると

ころであります。こういう法案に対する公聴会を、一日だけで切り上げてしまおうという御意見を持つておられるようでもあります。このことにつきましては、十分私は自民党の皆さんにその真意をお伺いしたいというふうな考えでおるのではありません。なお、私どもの方からは、地方公聴会の件について、ぜひ地方公聴会を開いてもらいたい、こういう意見を述べておるはずでございまして。この問題についても、委員長報告には全然ございせん、委員長に對しまして、また、自民党の皆さんに對しまして、あるいは録風会の皆さんに對しまして、十分私は御意見を承わりたい、かように考えておるわけでありまして。さらに、理事会において非常に難航であつたということ、私は、私も十分承知いたしております。

また、委員長理事打合せにおいても、非常な御努力を願つたことも、十分承知をいたしております。しかし、難航をいたしましたけれども、だんだん接近してきているということもまた事実でございまして。従つて、なお意見の交換をするに、打聞される道も生まれてくるのじゃないかというふうな考えでおるわけでございます。そういう問題を残して、特に私は公聴会を一日にするという御意見、あるいは地方公聴会については、何ら触れておられない、こういう点を残して委員長に一任するということは、私としてはできがたいのであります。これは私は決して非常に無理なことを言つておるつもりはないのであります。こういう点をよくお考えをいただきまして、湯山委員から提案されております

る懇談会において、これらの点についてなお意見の交換をするということ、私は、非常に私は意義のあることだと思ひます。そういう意味において、ぜひ取り上げていただきたい、かように思います。

○吉田萬次君 関連して……。この問題は、四月二十八日の理事会におきまして、非常にいろいろと、今荒木さんがおっしゃつたようなことも交渉、あるいは検討してみたのであります。あるところが、当日の理事会は、理事会をもつと慎重にやれというふうな矢嶋さんのお話もありましたので、当日どうかという、二時に開会いたしました。そして、七時になつて結論を得ない、決然として退場せられたというふうなことがありまして、この理事会というものの、これは、相当こちら側も慎重に検討したいと思ひまして、われわれも非常にその間、慎重な態度で、しかもどうだということ、非常にこの問題を何とかおさめたいというところで議論して参りましたので、そういうふうな終つたのであります。

それからまた、一日にするというふうな話もありましたが、これは湯山さんとの議論が対立して並行に進んでおつて、ちつとも進捗しない。また、衆議院の方の例を見ましたが、衆議院の方の例を見ても、佐藤觀察郎氏がたびたびの、毎日開いてくれという要求に対して出席をしない。しかもどうかという、出席をした場合においては、これは結論を得なければならぬように打ち切られるといふことを、言つておることもありますし、また、これも長くなりましたので、この間に、その間におけるところの裏面的の事情なんかを考察してみますと、容易にこの問題に對しての審議を進めようとするところの様子もないように、この並行線によつて、すべての問題を解決しようとしたところが、いろいろの問題が、ことに地方においてもこの公聴会を開けというふうなことを言われるのは、やはり衆議院において、小選挙区制においての公聴会を地方において開けと言われるのと同じことであつて、与えられた期間においてそれが果してできるかできぬかというところを考へてみなければならぬと思ひます。また、そうしてその結論も区々まちまちで、そして結論を得て、この問題をさらに組上に上げていくということになつたら、一年かかってもできぬということまで言いたくなるのであります。従つて、私は並行線において進んでおるものに対する解決というものは、ある程度断固たる措置をとらなければならぬ。遺憾ながらやむを得ずという拳に出なければならぬという考えから、私は理事会において決してしなやうな、やはり委員会において決してしなやうなものが当然だと思つて、私は懇談会ということに反対する次第であります。

○岡三郎君 今懇談会の問題になつておるわけですが、実際問題として、理事会にこの問題は一任する、かようにおることは、非常に御努力をいたしてきておることは、よくわかります。委員長さんの方で非常に御努力をいたしてきておることは、よくわかります。委員長の相違というものは、そのところは十三日の日曜をはさんで、幾ばくかの日取りなんです。だから第三者が見ても、大体歩み寄つてきているという事実は、認められると思ひます。ただ問題は、十七日という一つの会期の切れ目を固執せられておるということもわかりますが、しかし、客観的に見れば、だれもそれほど固執すべき問題でもないのじゃないか、いろいろ議論があるわけでありまして。しかし、私はあえてこれを委員長に言おうとは思ひませんが、少くとも事実問題として、ただいまの委員長報告の中にあつたように、社会党は単に十四、十五という前に、もつとやはり慎重審議した後にこれを決すべきであらう。しかし、そういうことを言つても、やはり理事会というものを、妥協する方向にゆかないということだけで、固執してはいかぬということ、社会党としても折れて、国会対策委員会の最終的な決定として、あまり理事会でもみにもみ抜いても、やはり法案を審議することが第一なんだから、十四、十五に折れようじゃないかというところ、たつていわゆる文教委員会各位の意向というものを入れてやつたわけですから、ところが、今委員長の方から聞き出すという、十一日の一日のみに自民党の方々が主張されておる。これは私は初耳なんです、しかしこれは両院を通じて慎重審議する場合において、公聴会というものが従来アクセサリー的な感じが強いんではないか、単に人々を呼んで聞きつたばかりで、その意見がどう出よう、そういうことに関知しないというふうな悪い習慣というふうな感じを国民にとられておるということも事実だと思ひます。私はそういう

ことではなくして、やはり十分世論を聞くという事になれば、自民党の方々に一日という事は固執しないで、私は十一、十二日というふうなことを聞いておいたのですが、一日という事になるならば、これは何ともならぬ。そこで委員長の方で十一、十二という妥協線を出されたという話を聞くわけですが、そこまでゆくと、十一日、十二日という線と十四日、十五日という線との妥協点というものは、十三日をはさんで三つびきならぬ問題では私はないと思う。のつびきならぬ事態でも私はないと思う。そこで自民党の方々は、十一日という事ではないと思ふ。だからそういうふうな点で、私はどうしても十一日、十二日というものと、十四日、十五日というものを考えてゆけば、委員長はその中をとって、これは私の方でもいろいろと検討せられておる問題であります。たといは話によれば、十二日と十四日というふうな中をとった産婆役を、委員長がするの私は至当ではないかと思ふわけですが、これがいいか悪いかは別です。そういうふうな具体的問題を開するといふ御努力もなさらずに、今言つたような形の取扱ひということについては、私は疑義がある。十二日、十四日という線がいいか悪いかは別です。しかしそういうふうな産婆役を、委員長が円滑に問題をまとめようとするならば、そういう話が出てきたかどうか、そういう点をちょっとお聞きしたいと思ふ。

○委員長(加賀山之雄君) お答えいたします。十二、十四という事は、まだお話しの上では出て参りません。

今、岡委員が言われる通り公聴会をやるとは、これはむしろ問題に深い造詣のある者や、非常に関心の深い方から、わきまをきいていただい何うわけですか、これがその後の審議に効果を持つ、つまりわれわれの審議に對して、この公聴会の方々の御意見を十分に参酌し、検討するといふことがなければ、公聴会が、岡委員が言われた通りアクセサリになつてはいけません。それにはやはり公聴会をやつたあとに、ある程度の日時が必要である。ここで私は公聴会の日時があまりにも両派が、岡委員が言われるように、わずかに日曜をはさんで両方にあるのに、互いに對立できないので、これは両者が非常に願ひ、わけなく一致する問題だと考へてゐる。ところが不幸にして片方は七日、八日を非常に強く主張してこられたが、これはもう物理的に不可能になつてゐる。従つて十一日、一日というふうなお説が出てきたわけですが、片方の御主張は、どうせ延長になるのだから、延長後だつて考えられるじゃないか、そう公聴会を急いでやることはないじゃないかといふお説もあつた。しかし、これは私どもの立場として、議員の立場といたしましては、あるいは国会が延長になるかも知れませんが、延長にならないかも知れない。これを今予断をして、どうせ延長になるのだから、われわれがそれを頭に置いて、その前提のもとに審議日程を組むということ、これはナンセンスでございませう。やはり与えられた期間というものを前提として審議日程を組むことは、これは当然のことだと私は考へる。従

いましてこれが早過ぎる、いわゆる一般質問なんかはまた行われぬうちに公聴会が行われることは、これは公聴会の効果を全からしめるゆゑんではないし、また、逆に公聴会が終つて、この結果を待つて審議をする日取りがあまりに少い場合は、これまた公聴会の効果を減殺する。われわれの審議に参考にするといふ意味からいつたら、先ほど岡委員の言われたようにアクセサリといふようなことになつてしまふ。これではいけないと思へまして、御両者側の御見解が、おそらく両派ともそういう御見解に立つておられること、しかもその間が非常に近づいていつたことであるから、その御見解を参酌して委員長にここで一つおまかせ願つて、その間できめさせていただきたい。これはもうまことにさきやかな委員長のお願ひなんです。それがお聞き届けないといふことになれば、これは何をか言わんやでございませうが、委員長はそういうふうにお願ひを申し上げます。(委員長、委員長)と(委員長、議事進行)「今の点について」と呼ぶ者あり

○岡三郎君 私が言つてゐるのは、そこまで歩み寄つてきておるものを、それを結局委員長に一任するかどうかという問題については、相当会派で非常に大きな問題があるわけなんです。社会党としては、十四、十五日を最終的に折れて妥協するといふ点で、本日も總會を開いて、そこまで折れておるわけですが、従つて私が言うまでもなく、委員長としては中をとつていろいろ話が出てくるべきが私は至当ではないかといふふうな意見は実は申し上げ

たわけです。その点までの懇談がなされておらぬといふことになるならば、いろいろと話を進めて、そういうふうな話にも行き得るのではないかと。今委員長が言つたように、私としては委員長が固執してゐる十七日という会期を尊重して、私は十四、十五とやつて、十四日に公聴会を開き、十五日十分質疑を行なつていくならば、これまでに大体七日から十二日まで一週間法案の大体の見当がつけるような段階になつて、公聴会を開けば、あと逐条審議をせられていけば、その間においては国会両院において会期延長という問題も明確になつてくるならば、私は十分その間における話の話し合ひができる、こゝろに考へておつたわけですが、それを委員長の方では、どうしても十一、十二日、これは自民党がどう言おうと、何と言おうと、委員長の方では十一、十二日を固執するのだといふところに、この問題がデッド・ロックに上つてゐると思へるを得ない。ですからもう一べん理事会へ戻して、この問題についてその間におけるところの検討を進められるとすれば、私は短時間である程度まで話し合ひがつくといふように考へておるわけですが、この点については……

○委員長(加賀山之雄君) 岡君にお答えいたしますが、たとえば十一日、十二日とか、十四日といふことを提案をされるわけですか。

○岡三郎君 私は委員長が具体的に一任してもらいたいといふふうな要請をする限りにおいては、ある程度内容的なものをやはり出して、そういうふうな問題について、理事会でもう一べん検討するといふふうに持つていかれる

ことが、私は至当ではないかといふことを言つておつたわけですが、今のところ……こゝへ委員長が今意見を挟まれたわけですが、その点私は何もとかく言ひませんが、要するに私の言つてゐる真意というものは、おわかりになつてゐると思ふ。ですから従来公聴会といふものは、委員会でも多数決でやつたらというふうな前例は實際はないわけですが、そうならば小派のほう自分からは、推薦する公述人といふものについても、委員長が一方的にこれを決裁して持つていくといふようなことになるならば、これは公聴会自体といふものは、非常に変型的なものになるといふことを私はおそれる。すなわちこれは従来衆参両院を通じてそういう例はないと思ふ。だからその点については……

○委員長(加賀山之雄君) 念のために申し上げます。その内容まで委員長に一任と言つてはおりません。日時だけでございます。

○岡三郎君 そうすると、委員長の方に一任といふのはどういふわけですか。

○委員長(加賀山之雄君) 日時だけの問題です。自民党でこれは一方的にきまらない問題であつて、自民党から当初七日、八日というお説があつて御主張が強く、それから社会党から十四日、十五日という御主張があつて、党で一歩も退けないといふ御主張でございませう。委員会としてこれをきめなければならぬ場合には委員長に御一任願ひか、皆さんにお諮りして皆さんがおきめ願ひか、二つより方法はないと思ふのです。だから一方的なことばかりで、そして委員長はきめようと考へておりません。現に今日まで議事の

○湯山勇君　今の岡君の発言は、ああ

いて、委員長、その議事進行について」と述べ」

○委員長（加賀山之雄君）　今田中委員長から、懇談会をやるべきかいなかとい

が賛成しても、委員長としては了承できない。そういうふうに委員長理事懇談会で発言されたということ、湯山委員……

はあえて言いますが、先生の態度というものがその国民の期待に沿うか沿わないかという決定的なかぎになると思います。先日来各種の団体が加賀山先

はお出になつていらつしやらなかつた
緑風会の方々の御意見も、この際さつ
くばらんの形で聞かしていただく、そ
ういふ形をとつてこそ、初めて委員長

うことについて御意見がございましたが……。

「矢嶋三義君「それについてです」と述べた」

○委員長(加賀山之雄君) その通り申しました。岡君のさつき言われた言葉と同じ意味でございます。……

○矢嶋三義君 私に発言を許しておい

生に陳情に來られましたときに、加賀山先生はどの陳情者の前にでも、十分審議はいたします、國民の輿望にこたえますと、かういふふうにおつしやつ

も全部の意向がよくおわかりになつて、委員長にまかしてもらいたいという御提案が生きてくると思います。ところがそういう一切の手続を省略し

○矢嶋三義君 この懇談をするかしないかということについて採決なんというのは、これは前例のないことだと思ふのですよ。（「それは多数としての

で……と待つて下さいよ。委員長さんはその発言許した者の発言をお聞きになって御発言いだいた方がいいと思うのですが……。 (笑声) そこで先ほど私にお答を願った委員長さ

たということを聞きまして、私は大へん意を強うしております。そういう立場であられますのに、先ほど湯山さんからお話がありましたように、そうし

て、たゞ今委員長がおっしゃつたように、朝から時間をかけたといううな
ことだけでもつて、今まかせとおつ
しやいまして、實際は朝からの話は、
委員長に私の話に冬台（とうだい）ま

意見^{いけん}を聞^きかなければ^らず^を得^えない^{じや}ないか」と呼^よぶ者^{もの}あり。静^{しず}かにして
おつて下さい。先^{まづ}はどから吉田委員
の御発言^{ごはつごん}を承^{うけ}わつておりましたも、ま

んの基本的態度と、たとえ与党と社会
党の間でまとまっても、委員長として
は了承できないというのは、ちよつと
矛盾している点がありましてね、そう

ように、いかにも委員長の裁断で、何かこの運営を引きずっていくというふうな印象をお与えになるということに

委員長の発言に賛成しておりました。委員長の立場においてのお話だけでございますから、そういうことから岡君の発言も出たものと思ふ次第でございます。

た。御一任願いたいという委員長の提案につきましても、お伺いしなれば、こちらの判断のつかない点がたくさんありますよ。それを十分だだてか

いう点は速記なんかつけてやりたくないですよ。湯山委員の提案した懇談会にして、お互いの考えていることがすつかりわかって、そうしていかにす

なると思ひます。御承知のように衆議院では小選挙区法がどのように混乱しましたけれども、与党側の議長さんが

すから、ぜひこの際は、この議事をスムースに運ぶために懇談会に移っていただきます、重ねて要望いたします。

立場で、この湯山委員の方から懇談を
いたしたいという提案をなされたわけ
であって、当然だと思うのですよ。そ

べきかというふうに行くのが、私は順序だと思うのですがね。委員会始ったばかりで、今ここで懇談にするかしなにか採決にいくというのは、前例のな

の危機を免れたということで、国民の全部が双手をあげて喜んでおります。こういう前例もありますので、与党でない、しかも良識ある緑風会、是々非々最良の案を考案されたとして、あの泥舌の危機を免れたということで、国民の全部が双手をあげて喜んでおります。こういう前例もありますので、与党でない、しかも良識ある緑風会、是々非々

（日中新聞）「諸君、委員会は、委員
ほど公聴会の日取りについては、委員
長一任の提案をされて、委員会にお諮
りになりました。（語りやせんよ。）」
と呼ぶ者あり）それに対しまして湯山

させんなんというのは、おかしいと思
うのですよ。私も現に湯山委員の発言
を聞いていますと、非常に重大な発言が
あったと思うのです。委員長さん、お聞

いことです。これは委員長さんの御善見をお願いしたいと思います。

○安部キミ子君 いろいろ皆さんの意

といふこと、眞實な事柄である。夫れが、
といふことを常にモットーとしてお
られます。緑風会の加賀山先生が最も妥
当な立場で、しかも一方の党派の委員
の賛成も得ないで、そうして一方的こ

委員からその前に懇談をいたしたい、
かような御動議が出たわけでありま
す。まあ議事進行の動議であらうと私
存じます。それに対しまして反対の向

き願いたいと思いますが、委員長さんは先ほど私のお尋ねした点について、委員会の運営について、格別委員長が自分の意見を発表したりするのはおも

というので、日本の国民が非常に関心を持っております。で、衆議院であのようにならざる審議もされないで、しかも中間報告というふうな強引なやり

採決などというふうなものの持つていき方をなさいますと、それこそ私はこの法案は非常に、問題がますます混乱してくると思ひますので、先ほど易山

きの発言もあつたのでございますから、私はこの際、懇談に移るべきかなかの御採決を願ひまして、次に委員長の御提案について御採決をお願いし

しろくない、皆さんの意見を十分承
わって、そして妥当な線を出すのが、
委員長の態度だとお答えいただきまし
た。私はごもっともだと思ふのですが、

方で参議院に送られたので、国民は参議院の良識がどのように発揮されるかということを、非常に期待していると思ふ。わけても、加賀山先生は緑風会と

委員が最初提案になりました、お互いに十分に話し合うという、そういう機会をぜひ持つてもらいたい。いかなる困難な問題でも、世界の情勢でもみんな

たいと思います。

「矢嶋三義君」その議事進行につ

今の湯山委員の発言の中に、たとえ社
会党の提案である十四、十五日に与党

いう立場から委員長になっておられますので、加賀山先生の……、先生と私

な話し合いで解決しようとしているのが通念になってきており、ますますときに、

私は加賀山先生の良識を一そう期待いたしまして、あらためて強く湯山委員の提案に賛成するものでありますから、最善の処置をとってもらいたいと思います。

○委員長(加賀山之雄君) 委員長からお答えいたします。委員長はその通り考えておられます。別にどう引きずらうということではなくて、ただ、この委員会が能率的に、合理的に少しでも進むようにやるのが、委員長の責任である、かように感じてやっております次第でございます。先ほど公聴会について岡君の御発言もございましたが、公聴会というものは御承知の通り審議のある段階においてやることではございますが、それにはやはりおのずから、この時期にやるのが一番適切だという時期があると思います。それすら、このやはり会期ということ前提において考えないといけないと、かように考えていたしたのでございまして、別に他意はございません。誠心誠意この委員会がスムーズに、静かに合理的に審議ができますようにということを努めるのが、委員長の責任であらうと、かように考えておる次第であります。

○岡三郎君 私がたびたび出ているから、ちょっと言わしてもらいたい。問題は結局衆議院と参議院の審議日程というものが、先ほどから言われていると思うんですが、結局私は委員長がそれだけの誠意があるならば、やはり実質的に公聴会をやるといふならば、十三日をばさんで両方に固執していく必要はないと思う。五十歩百歩だと私が言えれば委員長は十一日、十二日でもいいじゃないか、こう言うかも知れませんが、けれども、実質的にその間における話し合いというものは私はまだやるべき段階にあると思うのです。実際の話が。それで、私はまあさつき一つのたとえ話として申し上げたわけなんです。今ここで懇談会についての採決をするとか、審議日程について、一応委員長に公聴会の日取りを一任するということについては、やはり疑義が出ておるわけありますから、その間における話し合いというものをもう一歩進められるように、私は委員長に先ほどから要望しておるわけです。それでこそ、実も花もあるところの公聴会というものが私は成り立つと思っております。その間においてやはり与党、野党と両党の話し合いというものはあるのだから、委員長としては具体的に、こういふふうにしたらいかなという提案が、もう一歩私は前進した形であるべきが至当だと、こういうふうにお願ひしておったわけです。ですからこの点について、私はいろいろなむずかしいことは言わないが、委員長がもう一ぺん理事会を開いてやることを期待しておるのですが、その点はどうか。ここまでは来たのならば、やはり理事会でできるというところが委員長、できているでしよう。だからその点をもう一歩進められることを要請することは、私はいいことだと考えるわけです。

○委員長(加賀山之雄君) その御提案の前に、委員長が御提案を申し上げておるので、それについてお諮り願ひしたいと思います。

○岡三郎君 それについても、私の方でもまた提案しておるわけです。
○矢嶋三義君 それについて質問があるのです。その点について、お伺いしたい点があるのです。荒木さんの

質問に対して、あなたがまだ答弁なさっていない点があるのです。

○委員長(加賀山之雄君) それはお答えいたしますが、一任ということとは条件付ということではないので、両方の御意見を考慮してきめるから御一任を願ひたい。一任はあくまで一任ということでお諮りしておるわけです。委員長において、いろいろの御意見を申しさくすることはもちろんでございます。

○矢嶋三義君 それで委員長がどういう形で、一任をされた場合どういう結論を出さんとしているのかを、われわれは推察する資料とするためにお伺いしなければならぬのです。委員長も、それから自民党さんも、冒頭から慎重審議ということをやつとやられてきておるわけですね。それが先月の二十八日の話し合いのときは、自民党さんは公聴会は八、九の二日、かように言われておった。ところがきょうになつたところが公聴会は一日だと、こういうふうに変えられることを、委員長さんはどういうふうにお考えになつていらつしやるかということですね。私はただすべき、審議すべき点は審議して、そうしてこの法律案の採決をなさるよう委員会運営するべきもので、政府から法律案の提案が三月八日にあつたわけですが、これはいづれにおくれているおつもりです。しかも衆議院で四十四日間審議して、こちらに回つてきて、日数がないから公聴会も締めよう、逐条審議も一般質問も締めよう、そういう私は審議の仕方はないと思うのです。そういう点から考えますと、二、三日のうちに公聴会が二日から一日になつた、こういう点委員長はどう考えられているのかという点

と、それから荒木委員がさつきお伺ひして明快なお答えがなかったわけですが、それは、この法律案は教育に関する法律案、教育というものは、これは富める者から貧しき者、全国民のあらゆる階層の方々が関与し、関心を持つておる問題、しかも、この法律案の内容から大きな、この全国的な世論を巻き起しているというところは御承知の通りです。こういう案件なればこそ、わが湯山理事から先般来要望しておりますこの地方公聴会というものは、私は必らずだと思つております。で、かつては、わが参議院においてはスト規制法のときにやりました。また先年解散で一応流れましたけれども、義務教育諸学校職員法案、いわゆる義務教育法のととも、当時の文教委員会が地方公聴会を正式に本委員会に決定いたしました。しかし、解散のために、それは実施されないうちに終わりましたけれども、そういう先例もあります。また近くは、公職選挙法の一部改正法律案について、衆議院においては御承知の通り地方公聴会をやられたわけです。従つて、わが党としては、この法律案件については地方公聴会が必要であるという主張をしてきておるわけですが、それについて先ほど荒木委員からお伺ひしたわけですが、明快なお答えがございませんでした。今委員長としては、先ほど御発言になりましたように、この国会は五月十七日までで、表座敷では国会は五月十七日までで、そのあとには考えられないということも耳に入ります。しかし、実質的には今国会の会期延長というのは、これは国会内における常識になつております。現に、第一党、与党の大幹事長さんがわが党

の代表に対して、フィリピンに賠償協定その他に関連して、国会は相当大幅に延長するということを、公党の幹事長として野党の代表者に話されているわけなんです。従つて、今さういふこの決定的なことをされませんが、さういふ含みをもつてわれわれが今後この法律案の審議日程をお互いに腹と腹で話し合おうということ、私は決してはずれていない、それは当然だと思つておるわけですね。従つてさういふ会期延長等があつた場合に、この必要であるところの地方公聴会について委員長はどうかというお考えを伺つていらつしやるのかという、この地方公聴会の必要性についての委員長の考えをやはり私は承つておかなければ、なかなか結論を下す資料がそろいませんので、その点承わりたいと思つてます。

○委員長(加賀山之雄君) お答えいたします。その公聴会については、委員長といたしましては、二日が一歩適当であらうと考えて、一日では足りないというふうに考えておりますが、地方公聴会の問題も理事会で出まして、いろいろ御相談をいたしました。が、これは委員長が地方公聴会はやすべきものだということを答えてみたところ、これは何らあれはございませぬ。これは地方公聴会については与党の方から、これは地方からも来てもらえらるものであるから、一々地方に出てやることもあるまいというふうな御見解があつたと思つております。で、ここで委員長の意見を述べろということですが、委員長が地方公聴会をぜひやらねばならぬものであるか、あるいはやらなくてもいいものであるかというふうな点については、見解を私は申し上げ

てみては仕方がないと思うのです。それから念のため申し上げますが、これは公聴会の日時をきめるだけの問題でございまして、審議日数を減らすとか、少くするとかいう問題ではございせん。ただ公聴会のいつ開くかという前後、しかも日曜をはさんで両側に立つだけの問題でございまして、委員長としては、公聴会をやる以上は、一般質問が来週中、大体皆さんに御勉強願つて、そうしてそのあと、来週の終りが一番適当であらうと考えて、しかもそれは二日が適当であらうというふうに考へてゐる次第で、あまり公聴会が会期の終りにくつきましますことは、事実上、会期をもとに考へますと、その後皆さん方に審議をしていただく日取りがなくなるおそれがございます。それでは先ほどのお話しのように公聴会がたゞ形式的に開かれただけだということになるきらいがないでございませぬので、委員長といたしましては、その中間をとつて、来週の終りが最も適切であらう、かように考へてゐる次第でございまして。

で、御提案がございしましたが、あまり長いのもどうかと思ひますので、速記をとめて――速記をとめて。

午後五時九分速記中止

午後五時二十七分速記開始

○委員長(加賀山之雄君) 速記を始め下さい。

本件に関する議論は出尽したと思ひますので、「(出尽さない)」と呼ぶ者あり。これから採決することにいたします。

公聴会の開会日時については、委員長に御一任願ひたいと思ひますが、賛

成の方の挙手を願ひます。(「そんなむちゃなことがあるか」「もしそういふことをやるなら、社会党は退場する」と呼ぶ者あり、その他発言する者多し)

〔賛成者挙手〕

○委員長(加賀山之雄君) 多数であります。(「そんなこと言うなら、勝手にやったがいよいよ」と呼ぶ者あり、その他発言する者多し) よつて五月十一日、十二日の両日、公聴会を開くことに決定いたします。

なお、公述人の人選その他手続については、委員長及び理事に御一任願ひたいと思ひます。御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(加賀山之雄君) 御異議ないと認めます。(「そんなでたらめをやんなさるな」「何だ、暴言を吐くな」と呼ぶ者あり、その他発言する者多し) 静粛に願ひます。

次に、今後の審議日程としては、五月七、八日、十日、十一、十二日に委員会を開会することになりましたが、九日の水曜日については、衆議院の委員会の事情を確かめた上で、改めて決定いたしますことに相なりました。(「了承」と呼ぶ者あり)

ちよつと速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(加賀山之雄君) 速記を始め下さい。

お諮りいたします。主婦連合会の方から、今回の地方教育行政の組織及び運営に関する法律案その他について陳情を求められておりますので、この際これを五分間に限りまして聴取することに御異議ございませんか。(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(加賀山之雄君) 御異議ないと認めます。速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(加賀山之雄君) 速記を始め下さい。

それではまずこれより日程に入りたいと思ひます。本日の議題は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律案及び同法施行に伴う関係法律の整理に関する法律案であります。質疑のある方は、順次御発言を願ひます。

○吉田萬次君 私文部大臣に、このごろ中日本の学術会議が開かれまして、その学術会議の動向というふうのものについて、きわめて注視をしておりましたところ、その結論というものを見たのであります。四月二十九日の朝日新聞に、意思表示やめる、学術会議最終日の激論、というふうな見出しで詳しく出ております。これを見ますと、いわゆる教育二法案というものを組上にして論議するが適当であるかどうかという点について、非常な話題がにぎやかになつてゐるよう思ひます。が、しかし、このうちには、政治に関与するといふながら、やはり将来をおもんばかつたような、この問題を組上にして、そうしてわれわれが結論を出すべきだといふ説もありま

す。その反面において、学者は政治に関与すべきものではないという立場から、これを戒めてゐる人もあります。いろいろありまして、結論においてこれを組上に上すか上さないかというふうな問題が取り上げられましたとき、これに賛成する人とこれに対して

賛成しないというふうな人とに分れてこの問題を組上に上していけない、というふうな問題は議すべきでない、また結論を出すべきものでないといふように言つておる人が過半数――大多数を占めておるに思ひます。もちろんかような問題は心配すれば、また仮定というものを根拠にして考へましたならば、あるいはどんな危惧の念にかられるようになるかもしれません。たとへて申しますならば、私はたばこを吸う、マッチを持つておる。しかしながらそのマッチを持つておるといふふり、その根拠にして、危

をもつて、そうしてことを世間に発表するといふことが、いかに世道人心に影響するかといふことを考へましたならば、私はこの人たちに向つて反省を促さなければならぬと思ひます。私は学問の自由といふもの、独立といふものは十分に認めますけれども、教育そのものは私は自由のものではないと思ひます。従つて、この指導を誤つたならば、とんでもないことになるというふうなことを考へましたときに、あの声明を出された諸君に対して、反問をしたいというふうな念まで起つてくるのであります。この点は学術会議の諸君は、きわめて慎重によく承知しておられますか、とにかく学者といふものの立場といふものをきつり認識せられておつて、ああいう結果になつたかと思ひます。荒木貞夫さんが軍務局長をやつておりましたとき、あの荒木あるいは

眞崎といふような人が、軍人は少くとも自分の所信に向つて、善と信じたならば、勇往邁進しろといふようなことを言ひましたが、今度のこの大い戦争の動機になつたと同じやうに、矢内原総長が真理の探究をせよと言つておられますことも、その真理の探究といふことが、五年や十年で果してできるかどうか。また、その真理の探究といふものを浅く考へて行動を起したならば、どんな危険な問題が起るかといふようなことを考へましたときに、私はもう少しあの人たちに自重してもらひたいと思ひます。この学術会議におけるところの結果といふものが、きわめて私は妥当なものであり、そうあるべきものだと思ひますが、これに対する文相のお考えが承りたいと思ひます。

○國務大臣 清瀬一郎君） 學術會議におきまして、また、その他の学会におきまして、私は問題の取り上げ方によると思ふのであります。教育のことも、教育学といつて大きな組織ある學問になつておるのでございしますから、教育学に造詣の深い學者が、學問的にこの案を分析検討されてゆき、意見を御発表下さるならば日本のためには、大へんいいことじやと思ひます。しかしながら、それが一種の思想または特定の政党、政党以外の団体の立場を擁護するとか、反對するといふことが、間接にでもありますといふと、御意見の価値はたちまちに下つてしまふのであります。教育学の立場において、學說の御研究はなさつていいのでありまするが、ときと場合、世の中の情勢に應じて、取り上げ方に御注意あることを、私は希望いたしております。

○吉田萬次君 それから私は文相にお尋ねしたいと思うのは、各方面において教育委員の辞退が相当行われるように見受けております。ことに、東京郡におきましては教育委員を辞任するといふようなふうのことを盛んに言われておるうちに、また新聞紙上で見るのであります。が、私はもしこの人たちが教育委員というものをほんとうにやめるものであったならば、この法案が通過して後にやめるべきものであつて、少くとも選挙によつてなつた者が、自己一身の考えによつて、ことを処断するべきものではないかと思うのであります。しかるに、軽率といひまするか、牽制といひまするか、あるいは脅迫といひまするか、とにかく委員会の委員を辞任するといふような声のごさ

いまして、また、それがいわゆるすべての委員会の代表のような形、あるいは立場というふうなふうに考えて声明せられておりますが、私はしごく遺憾に思う。もし、かような行動をせられました結果において、今辞任をせられた、そのそういう教育委員会の委員を辞任せられた例があるか、また辞任せられるとしたならば、辞任せられた後において、文相はどういうふうにかの跡始末をしようと思えられるか、どう取り扱っていかうと思えられるかというところについて伺います。

○国務大臣(清瀬一朗君) 地方ならびに都道府県の教育委員の方は、私は一人残らずわが国の教育には熱心な方だと思っております。それゆえにこの案は国会を、すなわち國家の唯一の立法機關である国会を通過したからといって、全部同盟して辞任なさるようなことは断じてないと思っております、それは自己矛盾でございますから……。

みずから日本の教育に一番熱心な者だという方が、国会が適法に通過した法律ができた、それに対してレジスタンスのために皆やめるということは私は断じてないと思っておりますから、ないことについて、あらかじめ研究の必要がございますので、今は、もしそういうことがあったらということについては、言わないことにいたしました。

ております。

○吉田萬次君 先ほど質問申し上げたうちに御答弁がなかったように思いますが、そのいうふうに、今のところ、今までにおいてやめたという、地方にそっくりいうことをお聞きになったかどうか

か、やめた人がありますかどうか。

○政府委員(總方第一君) 今までに教育委員がこの問題のために辭任されたかということは、私ども一件も聞いておりません。まあ、いろいろ動きがあることは情報として伝わっておりますけれども、現実におやめになったという事実は聞いていないのでございます。

教育委員会法の成立当時の事情について伺いたいと思います。本日はよい日でした。資料の中に教育刷新委員会第一回建議事項、いろいろの点がございいます。これは昭和二十一年十二月二十七日の建議でございますが、このときに教育基本法というものは出ておりましたのであります。それは二十二年であつたか、ちよつと私は記憶ありませんが、これは文部大臣というよりも、初中局長の方が、その辺の事情をよく御存じだと思います。伺います。

○政務委員（緒方信一君） 教育基本法の制定、これは公布は昭和二十二年三月三十一日でございますので、この刷新委員会の建議がございました二十一年十二月二十七日には、もちろん出ておられぬのであります。できない前でございます。

○田中啓一君　それから、私も多分これを受けて教育基本法はできたのであろう、こゝ実は思つておつたのでございしますが、教育委員会法につきましては、これはちやうだいしました資料は教育委員会制度、あるいは地方教育の組織、教育行政の組織並びに運営に關する制度というようなものについての昭和二十三年四月二十六日の建議で

ございます。これと教育委員会法の提案あるいは成立とはどんな関係になりますようか。

○政府委員(緒方信一君) 教育委員会
法の方は二十三年七月十五日が、制定
公布の日が申しました七月十五日で
ございますので、この建議はその以前
でございます。この建議があったあと
で、国会におきまして成立した、こう
いうことでございます。

す」と、「教育委員会制度の実施について」という題目がございまして、中身をまあちよつとざつと拝見しましたので、すけれども、必ずしも地方教育行政の制度についての第一回の建議であるとも思えない、その次ぐらうであるようににもとれますが、それはまあどちらでもけっこうであります、非常に慎重な態度をとりまして、市町村の教育委員会についてはあのような公選制による委員会とも、はつきりこれには見えておりませんし、また、時期について

おったものであるのか、それはいろいろに考えられるということであつたのか、その辺もどうもこれだけではつきりいたしません。が、法律はあのように整然たる公選制度がとられておるわけであります。また、任免権についても、全く独立をした任免権になつておるのであります。そういうようなところがはつきりいたしませんので、当時の教育刷新委員会の委員会の内容に對する意見とあの法律が、私おそらく政府原案でお出しになつたと思ひますが、その關係がもしわかつておりますならば伺ひたいと思ふのであります。

○政府委員(緒方信一) この教育委員会は、政府で国会に提案いたしましたわけでございますけれども、先ほどもお示しがございましたように、この教育刷新委員会の建議を受けまして、それを土台にいたしまして政府で研究をした結果、成案を得まして提案したこととは、これは間違ひございません。その提案の日取りは、二十三年六月十六日になっておるわけでございます。そこで内容的に申しますと、ただいま御指摘のように、この刷新委員会の建議の内容と、現行法として成立しております教育委員会法の、当時の政府が成案いたしましたその内容とは相当違つた点がございます。特に今もお話がございましたように、選任の制度につきましては資料でござらんのように、この刷新委員会の答申は、一定の選考委員によつて候補者を選んで、それについて一般投票を行うというふうなことになるておりますけれども、政府が提案いたしました内容は、御承知のように直接の公選に相なっております。なおまた、これも御指摘がございましたよ

るに、人事につきましても、都道府県の委員会がその任免権を持つことが必要である、こういうふうな答申になつておりますが、現行法の内容は、これも御承知のように市町村の委員会が持つてゐる、かようなこととございまして、ただ、実施に當つて適当な期間を置いてまあ漸進的にやつていくというような趣旨は、これは現行法の中にも取り入れまして、その設置を初めは都道府県と五大都市に設置して、それから漸次年月を、段階を置いて、これを漸次全面設置に持つていく、こういうような内容で提案をいたしましたわけでございします。その間の関係というお話してございしますけれども、これはいろいろ當時の事情はあつたと思ひますけれども、いづれにいたしましても、文部省といたしまして、当時刷新委員会の答申を受けまして、それを土台にいたしました、そして政府で、當時は占領中でもございしたので、その方の指導も相当受けまして、そして成案を得て提案をいたしました、こういうふうに一般的に申し上げるほかはないと思ひますが、以上のことで御了承いただきたいと思います。

○委員長(加賀山之雄君) 速記をとめて下さい。

〔速記中止〕
○委員長(加賀山之雄君) 速記を始めして下さい。

それでは本日の文教委員会は、この程度で散会いたします。

午後五時五十九分散会

四月二十八日本委員会に左の案件を付託された。

一、広島大学教育学部三原分校存置

に関する請願(第一二九一号)

一、地方教育行政の組織及び運営に関する法律案等反対に関する請願(第一三二二二号)

一、青年学級運営費国庫補助増額に関する請願(第一三二三三号)

一、地方教育行政の組織及び運営に関する法律案反対に関する請願(第一三二三三号)(第一三二三三号)

一、奈良県立医科大学の国立移管に関する請願(第一三三四号)

第一二九一号 昭和三十一年四月十八日受理

広島大学教育学部三原分校存置に関する請願

請願者 広島県三原市宮仲町田坂昇外六名

紹介議員 山下 義信君

四十有余年の古い歴史と伝統を持ち、多年広島県最優秀地方の最高学府として地方文化の向上に寄与してきた広島大学教育学部三原分校が、広島大学教育学部の一方的理由により廃止になるとは、三原市及び近隣の学術文化に及ぼす影響が大きいばかりでなく、教育の機会均等の上から考えても重大であり、広島大学教育学部を整備するためには、必ずしも三原分校を広島市に移す必要はなく、当三原市としても文化センターとして現在並びに将来絶対に大学を存置しなければならぬ事情もあるから、是非とも当三原分校は存置せられたいとの請願。

第一三二二二号 昭和三十一年四月二十日受理

地方教育行政の組織及び運営に関する法律案等反対に関する請願

第一三二三三号 昭和三十一年四月二十日受理

請願者 大分市岩田町一 大家元一外六名

紹介議員 矢嶋 三義君

今国会に提出された地方教育行政の組織及び運営に関する法律案と教科書法案は、いずれも教育の中央集権的国家統制を復活しようとするもので、教育の中立性および自主維持のため誠に憂慮に耐えないから、このような一方のかつ逆行的な教育二法案に反対すると共に、民主的な現行教育委員会制度と教科書制度は存続せられたいとの請願。

第一三二三三号 昭和三十一年四月二十日受理

青年学級運営費国庫補助増額に関する請願

請願者 熊本市花畑町八〇熊本 県公民館連絡協議会内岡本篤

紹介議員 矢嶋 三義君

学校教育の機会に恵まれない全国千三百万の勤労青年のために昭和二十八年青年学級振興法が制定せられ、その教育の場が与えられたことはまことに喜ばしいことであり、昭和三十一年度においては一万八千学級、学級生百五万人を数えるにいたつたのであるが、青年学級に対する国の補助金がすくなく、地方においては財政の貧困から青年の要望にすくなくない状態に立ちいたつてゐるから、(一)青年学級振興法第十八条を改正して、青年学級運営に要する経費の三分の一を国庫負担とすること、(二)昭和三十一年度青年学級運営費国庫補助金三億六千万円(一学級二万円として一万八千学級分)

を確保すること等の措置を講ぜられたいとの請願。

第一三二三二号 昭和三十一年四月二十三日受理

地方教育行政の組織及び運営に関する法律案反対に関する請願

請願者 北海道空知郡中富良野村立中富良野中学校内 太田孝外十五名

紹介議員 小笠原三三男君

政府は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律案の提出に當つて、「国の教育の責任をもつ文部省が監督の責任をもつことは当然であつて、これによつて教育中央集権化の意図はないばかりでなく、かえつて人事の交流等が促進される」と説明しているが、国の教育は国民の意思の反映によつて行ふべきもので、文部省がひとり責任を感じる必要はなく、もし本法案が成立するならば、教育が特定政党に偏し、任命制による教育委員会は上意下達の機関にすぎなくなつて、教育の自主性はいぢるしく阻害されるおそれがあるから、本法案には絶対反対であるとの請願。

第一三二三三号 昭和三十一年四月二十三日受理

地方教育行政の組織及び運営に関する法律案反対に関する請願(三通)

請願者 佐賀県東松浦郡厳木町 町立藤木小学校内 合 力秀司外六十七名

紹介議員 矢嶋 三義君

この請願の趣旨は、第一三二三二号と同じである。

第一三三四号 昭和三十一年四月二十三日受理

奈良県立医科大学の国立移管に関する請願

請願者 奈良県知事 奥田良三 紹介議員 新谷寅三郎君 木村篤太郎君

奈良県立医科大学は、昭和二十年七月県立医学専門学校として創立され、その後二年を経て医科大学に昇格し、昭和二十七年六月新制大学に切り替へ今日に及んでいるが、その間、学制改革にともない教育内容研究機関の整備改善等についてもひつ迫した県財政の中でその充実に努めてきたのである。特に昭和三十年、三十一年の両年度においては、約一億三千万円の経費をもつて附属病院の病棟(鉄筋三階)を新築し二百四病床の増床を計画、目下着々と工事の進歩をみているのであるが、近年特に県財政の窮乏はなほだしく到底本学の飛躍的發展は期しがたい状態に立ち至つてゐるから、奈良県立医科大学を国立に移管され当校の発展に努められたいとの請願。

昭和三十一年五月八日印刷

昭和三十一年五月九日發行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局